

殺人未遂被疑事件

被疑者

移送申立て補充書

令和6年9月13日

大阪地方裁判所 御中

弁護士 城 使 洸 司



頭書被疑事件について、[REDACTED]氏は、令和6年9月9日に申し立てた移送申立について、下記のとおり補充する。

記

弁護士は、本年9月5日付で、今後黙秘権を行使すること、取調べを拒否することを申し入れている（資料1）。加えて、[REDACTED]氏自身も、取調べを受けないこと、房から出さないようにと通告書を出している（資料2）。

しかし、東淀川警察署留置管理課職員及び淀川警察署捜査官は、9月8日、[REDACTED]氏に対して有形力を行使し、取調室への連行を強制した。それに対して弁護士らは9月9日に抗議書及び申入れ書をFAX送信した（資料3）。

抗議書送付後、同日弁護士が接見すると、9月9日も強制的に淀川警察署に連行したことが発覚し、同日再度抗議書及び申入れ書をFAX送信した（資料4、そのため、9月9日に2通の抗議書を送付したことになる）。

その後、9月12日に弁護士が[REDACTED]氏と面会したところ、次の事実が発覚した。すなわち、強制採血のための令状を[REDACTED]氏に提示し、採決のために病院に行くから、留置施設から出るように告げたのである。その際[REDACTED]氏は、取調べも行うのか質問したが、淀川警察署捜査官は、「病院が終わってから話そう」と

述べ、取調べを実施することを■■■■氏に告げなかった。

そして、病院での採血が終わると、何も告げずそのまま■■■■氏を淀川警察署に連行したのである。有形力の行使こそないが、強制採血のための令状が発付されたことを奇貨として、取調べ目的であることを告げず、■■■■氏を留置施設から出し、そのまま取調室に連行したのである。そこに■■■■氏の承諾はなく、捜査官らの欺罔によって、意思に反して取調室に連行されたのである（資料5）。

弁護人らが取調室への連行について有形力行使を問題視するや否や、今度は欺罔を用いて■■■■氏に対して取調べをしようと強行している。このような状況を改善すべく、一刻も早く■■■■氏の身体を、捜査機関の管理下から取り戻すべきである。

以上より、速やかに■■■■氏を大阪拘置所に移送されたい。

以 上

添付資料

資料1	申入書（2024年9月5日付）	1通
資料2	通告書（令和6年9月5日付）	1通
資料3	抗議書及び申入書（2024年9月9日付）	1通
資料4	抗議書及び申入書2回目（2024年9月9日付）	1通
資料5	抗議書及び申入書3回目（2024年9月13日付）	1通

資料 1

FAX済

殺人未遂被疑事件

被疑者

申 入 書

2024（令和6）年9月5日

大阪地方検察庁 検察官 検事 吉川 悠紀 殿

（FAX：06-4796-2237）

大阪府警察淀川警察署 捜査主任官 殿

（FAX：06-6306-5228）

大阪府警察東淀川警察署留置管理課長 殿

（FAX：06-6370-6419）

弁護士 高 山



弁護士 城 使 洸 司



頭書被疑事件について、下記のとおり申し入れます。

記

第1 被疑者は取調べを拒否する

被疑者は、警察官及び検察官の取調べを受けることを拒否します。これは、日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であるため、この申入れを無視して取調べを強行するこ

とは、然秘権侵害であり、違憲・違法な措置です。

今後、■■■■氏は、取調べのために房から出ることも拒否します。■■■■氏に房から出るように説得したり、取調室に連れて行くことは然秘権侵害に他なりません。

第2 検察官に対する申入れ

■■■■氏を大阪地方検察庁に呼び出さないでください。検察官が東淀川警察署及び淀川警察署に赴いて■■■■氏の取調べをしないでください。

第3 淀川警察署司法警察員に対する申入れ

■■■■氏を取調べのために淀川警察署に呼び出さないでください。東淀川警察署に赴いて取調べをしないでください。

第4 東淀川警察署留置管理課に対する申入れ

取調べのために■■■■氏を房から出さないでください。房から出るように■■■■氏を説得しないでください。房から出ないことを理由に不利益な処遇をすることも然秘権侵害に他なりません。房から出ないことを理由に■■■■氏に不利益な処遇をしないでください。

以 上

大阪地方検察庁 公安部 検察官 吉川悠紀 殿

大阪府東淀川警察署 刑事課長 殿

通告書

私は、すべての嫌疑について黙秘権を行使するので、取調べをしないでください。留置施設から出ません。無理やり留置施設から出さないでください。取調室に連れていかないでください。取調べをしないでください。

6 年 9 月 5 日

被疑者



※上記内容は、通訳人に翻訳してもらい、内容を理解しております。

資料 3
FAX済

殺人未遂被疑事件

被疑者

抗議書及び申入書

2024（令和6）年9月9日

大阪府淀川警察署長 殿

（FAX：06-6306-5228）

大阪府東淀川警察署長 殿

（FAX：06-6370-6419）

大阪府警察本部 警務部監察室長 殿

大阪府公安委員会 御中

弁護士 高山



弁護士 城使 洸



頭書被疑事件について、下記のとおり抗議するとともに申し入れます。

記

第1 抗議（1項）及び申入れ（2項）の趣旨

- 1 黙秘意思を明確に示したうえで取調べを拒否する被疑者を強制的に留置施設から連れ出して取調室に連行した行為は、黙秘権を侵害する違憲な行為であり、厳重に抗議するとともに、今後は厳に慎まれない。

- 2 留置施設職員が、留置施設の外に、意思に反して被収容者を移動させることができる法的な根拠（内部的な通達等も含む）を明らかにされたい。

第2 抗議の理由

本年9月5日付け申入書において、■■■■氏は、今後包括的に黙秘権を行使することを表明しました。加えて、黙秘権を行使する意思を表明している■■
■■■■氏の取調べを実施しない（取調べ室に移動させるために房から出さない）ように、淀川警察署及び東淀川署に申入れをしています。

本年9月6日、■■■■氏は、東淀川署留置管理課職員から取調べのために房から出るよう促された際、黙秘権行使を宣言したうえで房から出ることを拒否しました。しかし、留置管理課職員は、「取調べを受けなければならない。取調官から言われて強制執行します」と■■■■氏に述べました。■■■■氏は、やむなく取調べに応じざるを得ませんでした。

さらに、9月8日には、同じく房から出ることを拒否する■■■■氏を、留置管理課職員が数人で、無理矢理抱えて車椅子に乗せ、そのまま取調室に連行し、取調べを実行しました。抱え上げの態様は、■■■■氏に腰縄をした上で、腰縄や腕を掴んで持ち上げるというもので、痛みを伴う非常に危険なものです。

黙秘権を行使する意思を明示したうえで、取調室に行くことを拒否している被疑者を、留置施設職員が無理矢理留置施設の外に連れ出した上で、捜査担当職員が取調室に強制的に連行したうえで、尋問しようとすることは、黙秘権の侵害に他ならず、違憲・違法な行為であるため、厳重に抗議します。

繰り返しますが、■■■■氏は、今後一切の取調べに応じる意向はなく、包括的に黙秘権を行使します。これは、日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使です。今後、■■■■氏に対して取

調べを行わないのはもちろんのこと、取調べ室に■■■■氏の意思に反して強制的に連行することは、絶対にしないでください。

そのうえで、留置施設職員が、留置施設にいる被疑者を捜査担当者に引き渡すために有形力を行使することがいかなる法的根拠（内部的通達があればそれを含む趣旨です）に基づくのかを明らかにされるように申し入れます。

以 上

殺人未遂被疑事件

被疑者 [REDACTED]

抗議書及び申入れ書（2回目）

2024（令和6）年9月9日

大阪府淀川警察署長 殿

（FAX：06-6306-5228）

大阪府東淀川警察署長 殿

（FAX：06-6370-6419）

大阪府警察本部 警務部監察室長 殿

大阪府公安委員会会 御中

弁護士 高 山



弁護士 城 使 洸 司



頭書被疑事件について、下記のとおり抗議するとともに、申し入れます。

第1 抗議の趣旨

- 1 取り調べを拒否する[REDACTED]氏を強制的に取調室に連行した行為は、黙秘権を侵害する違憲な行為であり、嚴重に抗議するとともに、今後は厳に慎まれたい。
- 2 留置施設職員が、留置施設の外に、意思に反して被収容者を移動させることができる法的な根拠（内部的な通達等も含む）を明らかにされたい。

第2 抗議の理由

本年9月5日付け申入書において、[]氏は、今後包括的に黙秘権を行使することを表明しました。加えて、黙秘権を行使する意思を表明している[]氏の取調べを実施しない（取調べ室に移動させるために房から出さない）ように、淀川警察署及び東淀川署に申入れをしています。

本年9月9日、弁護人が[]氏からの接見要請を受け、淀川警察署留置施設において面会したところ、次のような信じ難い事実が判明しました。[]氏は、同日も取調べのために房から出るよう求めてきた東淀川署留置管理課職員に対して、取調べは受けない旨宣言しました。ところが、東淀川署留置管理課職員は、取調べを拒否する[]氏の身体を掴み、無理やり留置施設の外に連れ出しました。

さらにその後、淀川署の捜査官と思われる職員が複数名で[]氏の両脇を抱え、引きずるように[]氏を連行しました。東淀川署の2階から1階に降りる際にも、自力で歩くことを拒否している[]氏を引きずり、[]氏の足は階段の段差に何度もぶつかっています。

黙秘権を行使する被疑者を、取調室に強制的に連行し、尋問することは、黙秘権の侵害に他ならず、違憲・違法な行為であるため、厳重に抗議します。

繰り返しますが、[]氏は、今後一切の取調べに応じる意向はなく、包括的に黙秘権を行使します。これは、日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使です。今後、[]氏に対して取調べを行わないのはもちろんのこと、取調べ室に[]氏の意思に反して強制的に連行することは、絶対にしないでください。

そのうえで、留置施設職員が、留置施設にいる被疑者を捜査担当者に引き渡す

ために有形力を行使することがいかなる法的根拠（内部的通達があればそれを
含む趣旨です）に基づくのかを明らかにされるように申し入れます。

以上

殺人未遂被疑事件

被疑者 [REDACTED]

抗議書及び申入れ書（3回目）

2024（令和6）年9月13日

大阪府淀川警察署長 殿

（FAX：06-6306-5228）

大阪府東淀川警察署長 殿

（FAX：06-6370-6419）

弁護士 城 使 洗 司



頭書被疑事件について、下記のとおり抗議するとともに、申し入れます。

第1 抗議の趣旨

- 1 取調べを拒否する [REDACTED] 氏に対し、強制採血をするために令状を呈示し、取調べを実施すると告げることなく連行し、病院で採血を実施した後に大阪府淀川警察署に連行した行為は、欺罔により取調べを強行しようとするものであるから、黙秘権を侵害する違憲な行為であり、嚴重に抗議するとともに、今後は厳に慎まれない。
- 2 令和6年9月9日に提出した2通の抗議書及び申入れ書に記載した、「留置施設職員が、留置施設の外に、意思に反して被収容者を移動させることができる法的な根拠（内部的な通達等も含む）を明らかにされたい」という申入れに対し、速やかに回答されたい。

第2 抗議の理由

令和6年9月12日、弁護人が大阪府東淀川警察署内留置施設で■■■■氏と接見したところ、またもや、大阪府淀川警察署捜査員による信じがたい行為が発覚した。すなわち、9月11日、淀川警察署捜査員が、■■■■氏に対し、強制採血のための令状（鑑定処分許可状及び身体検査令状と思われる）を呈示し、病院で採血をするので連行すると告げた。■■■■氏は、淀川警察署捜査員に対して、取調べも行うのか尋ねた。すると捜査員は、「それは病院が終わってから話そう」と述べ、取調べを実施することを■■■■氏に告げなかった。

■■■■氏は、淀川警察署捜査員によって病院に連行され、採血された。その後、淀川警察署捜査員は、取調べのために淀川警察署に行くことを■■■■氏に告げることなく、そのまま■■■■氏を車に乗せ、淀川警察署まで連行した。

■■■■氏は、取調べを拒否しているのである。その■■■■氏に対して、強制採血のための令状の執行である旨告げて房から出させ、その後取調べを実施することを秘して不意打ちで淀川警察署に連行した。■■■■氏に対して、取調べを拒否するか否かの意思確認をすることもなく取調室に連れ込む行為は、有形力の行使こそないが、■■■■氏の取調べ拒否、黙秘権行使を妨害するものであり、黙秘権侵害に他ならない。

弁護人らが取調室への強制連行を問題視するや、今度は欺罔を用いて■■■■氏に対する取調べを強行する目的は、■■■■氏黙秘権を侵害し、自白を強要する目的であることは明らかであり、決して看過できない暴挙である。

今後、二度と同様の行為がないように強く求める。再三の申入れにもかかわらず■■■■氏の取調べを強行するため、あえてもう一度述べるが、■■■■氏は、今後一切の取調べに応じる意向はなく、包括的に黙秘権を行使する。これは、日本

国憲法 38 条 1 項及び刑事訴訟法 198 条 1 項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使である。今後、 氏に対して取調べを行わないのはもちろんのこと、取調べ室に 氏的意思に反して強制的に連行することは、絶対にしないように徹底されたい。

以上